

自動振込規定

1. (届け出)

自動振込のお取扱いに当たっては、予め「自動振込申込書」に振込期間、振込指定日、振込金額、受取人等を当金庫所定の方法によりご指定のうえ、当金庫へお届けください。当金庫は、振込指定日に、指定された金額を指定された預金口座（以下、「指定口座」といいます。）から引落のうえ受取人へ振込みます。

2. (振込指定日)

振込指定日が当金庫休業日の場合は、指定された方法により振込します。なお、振込指定月に該当する振込日がない場合は、その月の月末をもって振込日とします。

3. (振込金額)

振込金額は申込書記載の定額振込金額または月別振込金額とします。月別振込金額の場合は、指定月および振込金額は毎年同一とします。

4. (手数料)

当金庫所定の振込手数料（消費税含む。以下同じ。）を振込金額引落し時にいただきます。振込手数料改定の際は、改定日以降、新振込手数料をいただきます。

5. (振込金額、手数料の引落し)

- (1) 指定口座からの引落しについては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により行います。
- (2) 振込金額、振込手数料の引落し時に、指定口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約により支払うべきものとの総額に満たない場合はそのうちどれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (振替不能の取扱い)

- (1) 決済未確認の資金を除いた指定口座の残高が、振込指定日の14時30分において、振込金額および振込手数料の合計金額に満たない時は、特に通知せずその月の振込は取り止めます。
- (2) 振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により、振込金が返却になった場合は、返却になった振込金を指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。また、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。
- (3) 振込を行った結果、振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (振込の中止、変更等)

振込を中止する場合は解約届を、また次回分のみ振込を停止する場合は停止届を、振込指定日の前営業日までに提出して下さい。また振込内容等を変更する場合には、解約届を提出のうえ、新たに変更した内容をお届けください。

8. (印鑑照合)

申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (解 約)

この契約は、次の理由が発生した場合には、解約したものとし、解約通知は省略させていただきます。

- ・ 振込期間の満了
- ・ 指定口座が解約された場合
- ・ お申込人について相続の開始があったとき
- ・ 当金庫が必要と認めた場合

10. (免責事項)

- (1) やむを得ない事由による通信機器、回線およびコンピューター等の障害、ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 本契約による取扱について、万一紛議が生じても当金庫の責によるものを除き、当金庫は責任を負いません。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項について、振込規定および関連預金の規定に定めがある場合には、その規定により取扱います。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020.04.01)